

平成26年第4回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月24日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（16名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	10番	小堀友廣君
11番	清水利一君	12番	藤本勲君
13番	大塚季由君	14番	小堀信昭君
15番	小林和弘君	16番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居充 書記 藤井和美

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下裕	副町長	中村良隆
教育長	玉井喜廣	会計管理者	片山隆司
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
税務住民課長	北野美喜雄	環境安全課長	深水滋
教育委員会 事務局長	蓮本直樹	福祉課長	小堀勝弘
上中病院 事務長心得	西川英之	健康課長	河原智恵美
建設課長	谷口壽	水道課長	小山田勝昭
産業課長	小谷治和	パレオ文化課長	森川克己
観光交流課長	泉原功	歴史文化課長	永江寿夫

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第45号 平成26年度若狭町一般会計補正予算（第1号）

日程第 3 議案第46号 平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正
予算（第1号）

- 日程第 4 請願第 2 号 「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」提出に関する請願
- 追加日程第 1 発議第 1 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について
- 日程第 5 請願第 3 号 「農政改革」を見直すと共に「食料自給率の向上を最優先した農政」を求める請願
- 日程第 6 請願第 4 号 「大飯原発3、4号機運転差し止め判決（福井地裁）を受け、人格権を優位に置いた原子力行政を行うことを求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第 7 請願第 5 号 「希望する全ての人への放射能健康診断の実施を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第 8 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
(花回廊ゲートウェイ整備事業(縄文プラザ)総合観光案内所新築工事)
- 日程第 9 同意第 2 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 10 同意第 3 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 11 同意第 4 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 12 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 13 推薦第 1 号 若狭町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 14 議員の派遣について

(午前 11 時 03 分 開会)

○議長 (福谷 洋君)

ただいまの出席議員数は 16 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長 (福谷 洋君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、10 番、小堀友廣君、11 番、清水利一君を指名します。

～日程第 2 議案第 45 号から日程第 7 請願第 5 号～

○議長 (福谷 洋君)

日程第 2、議案第 45 号「平成 26 年度若狭町一般会計補正予算 (第 1 号)」から日程第 7、請願第 5 号「希望する全ての人への放射能健康診断の実施を求める意見書」の提出を求める請願」まで 6 件を一括議題とします。

この 6 件については、去る 6 月 6 日に各常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、原田進男君。

○総務産業建設常任委員会委員長 (原田進男君)

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る 6 月 6 日、平成 26 年第 4 回若狭町議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議案は、請願 3 件であります。

6 月 12 日午前 9 時より、付託議案審査のため、委員全員出席のもと、紹介議員である北原議員から請願の内容及び理由を聞き、各委員からの意見質疑及び討論を行いました。

まず、請願第 2 号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」に関する請願」についての主な質疑を申し上げます。

問、2010 年に「核兵器廃絶と恒久平和実現に関する意見書」を若狭町から提出している。また、昨年 6 月にも「非核平和都市宣言採択についての請願について」を採択

した。乱発ではないか。

答、この請願は、全国的に今回が初めてである。新しい請願である。

次に、討論では、世界はこの方向に向いているので、今の時点で出す必要はない。被爆国は日本しかない。請願の内容を全国的にしているのなら、請願を採択したほうがいいと思う等の討論があり、採決の結果、本案は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号「「農政改革」を見直すとともに「食料自給率の向上を優先した農政」を求める請願」については、特筆すべき質疑もなく、討論では、毎年、地元のJAからの要望書で意見書を提出されていると思う。今回は見合わせたほうがよいのではないか。地元のJA関係などの動きを見ながら決めたほうがよい等の討論があり、採決の結果、本案は、委員全員により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号「「大飯原発3、4号機運転差し止め判決（福井地裁）を受け、人格権を優先に置いた原子力行政を行うことを求める意見書」の提出を求める請願」について、特筆すべき質疑もなく、討論では、40年以上たった原発を廃炉にするのは理解できるが、原発に代わるものがすぐにあればいいが、難しいと思う。大飯原発3、4号機を止めたところで何の意味もない。将来的に原発をなくし、新しいエネルギーを考えるべきである等の討論があり、採決の結果、本案は、委員全員により不採択すべきものと決しました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会委員長、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長（辻岡正和君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月6日、若狭町議会定例議会において、教育厚生常任委員会に付託されました議案は、請願1件であります。

請願第5号「「希望する全ての人への放射能健康診断の実施を求める意見書」の提出を求める請願」について、6月13日午前9時より、委員全員の出席のもと、教育厚生常任委員会を開催し、北原武道紹介議員より趣旨説明を聞きました。

意見の主なものを申し上げます。

国と当該電力会社が行うのが主体ではないかと思う。この請願内容が限定過ぎる。現在ある法律を目的に沿ったような政府として指針を出してほしいとかいうような内容だと頷ける。

請願は、住民の意思を反映させ、「実現可能であるか」、さらに「町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」等がその判断の基準と考えられるという意見があり、討論の後、採決を行った結果、賛成少数により本議案は不採択とするべきと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

予算決算常任委員会委員長、今井富雄君。

○予算決算常任委員会委員長（今井富雄君）

去る6月6日、平成26年第4回議会定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案第45号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」及び議案第46号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」の2件につきまして、6月16日、全委員出席のもと、議案審査のため、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、片山会計管理者、田中総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催しましたので、その審査報告をいたします。

ここでは、全議案の金額は万円単位で報告いたします。

まず、議案第45号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,375万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,027万円とするもので、歳入の主なものは、国庫補助金3,158万円、県補助金9,388万円などがあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、集落センター等の野外掲示板の設置114万円、県外避難先視察費及び原子力防災の啓発冊子の作成費として127万円であります。

民生費では、身体障害者用の電動車イス等の交付や修理に係る費用として390万円、小規模多機能施設のスプリンクラー設置の補助として780万円、パレア若狭フィットネス機器更新630万円であります。

労働費では、シルバーセンター補助金18万円あります。

農林水産業費では、地域おこし協力隊活動費242万円、農地中間管理事業に係る費用215万円、土地改良パイプライン更新事業の計画調査委託料436万円、鳥獣被害防止金網柵の原材料費5,034万円あります。

商工費では、グリーンプラント若狭㈱に対する企業振興補助金3,000万円あります。

教育費では、がんばる地域交付金活用事業として、学校等施設改修費3,200万円、熊川保存整備事業として補助費に40万円、熊川地区のNHK大河ドラマ誘致推進活動

に40万円であります。

次に、議案第46号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第1号)」であります。放射線防護対策施設の設計業務委託料として、資本金収入及び支出の予定額をそれぞれ1,237万円追加補正するものであります。

以上、2議案の審議過程における主な質問や意見を申し上げます。

まず、総務費関連の県外避難先視察計画では、

問、視察は市を見学するのみか。対話の場はあるのか。

答、今回は交流は難しい。場所、土地柄、避難する施設等について見てもらう。

問、今後、毎年視察を実施するのか。

答、来年以降、区長も変わってくるので、相談しながら進めていく考えだが、毎年に行けない。

問、この提案の土台は、今年3月に出示された県の広域避難計画の要綱がベースか。

答、そのとおりで、集落がどの地域に避難するのかが示されており、それに基づき実地視察を計画した。

問、今回の視察財源を事故発生時の原因者となる電力会社に求める考えはないのか。

答、原子力関係の交付金の予算は、広報関係には使えるが、視察では難しい。

問、事故発生時、高速道路も使えないので、経路、所要時間等の確認が必要なのでは。

答、十分考えながら行程を組む。

問、今回、計画実施に当たり、若狭町としてどのような避難シミュレーションがあるのか。

答、どこに集まり、どのような経路で避難するのか、今後、関係市町と検討し進めていく。

問、避難時の職員の配置、出先機関の設置など、シミュレーションは決めているのか。

答、まずは避難するということだが、長期化を想定して計画していく。

次に、民生費関連の小規模多機能施設のスプリンクラー設置では、

問、スプリンクラーは、施設設計時に盛り込むのが基本では。

答、今対象施設の場合、消防法の改正で平成27年4月1日からの施行となっている。

農林水産業関係の地域おこし協力隊事業では、

問、協力隊員の活動に直売所運営とあるが、道の駅が指定管理者として運営するのは。

答、今、考えているのは、運営の企画に当たっていただける方の募集である。

意見、生鮮食品や地元特産品、また、売買に精通した人物を採用し、ミスマッチに

ならないように。

同じく、農地中間管理事業では、

問、制度の内容は、来年以降変わってくるのか。

答、国の制度なので、基本的には変更はないが、取り扱い的な部分について拡大は考えられる。

問、補助金は法人対象のようだが、貸し手も法人に貸さないと補助金が出ないのか。

答、集落営農も対象になる。貸し手もリタイアまたは経営転換することで対象になる。

同じく、鳥獣被害防止金網柵設置事業では、

問、鳥獣被害防止総合対策交付金事業先の5集落は既に決定しているのか。

答、西部地区を対象としているが、海山と梅ヶ原については、検討中または難しい。

問、もし海山と梅ヶ原がやらない場合、他の集落でもいいのか。

答、そういう形で取り組む。制度的に事業を変更して、地域の皆様の要望に応じたい。

次に、商工費関連のグリーンプラント若狭㈱への企業振興補助では、

問、県からの補助は、雇用形態が正規雇用、非正規雇用で助成金が変わるのか。

答、農林部の事業なので、把握していないが、県の企業誘致の場合は正規雇用が対象。

問、若狭町の助成金対象では、雇用形態の縛りはないのか。

答、正規雇用が条件であり、臨時雇用は対象外である。

教育費関連の学校等施設改修では、

問、上中バックネット改修で、既存の樹木を伐採処理するとポールが道路に落ちるのでは。

答、道路に関しては、担当課と協議する。

問、B & Gには照明灯が3本あるが、全てについて危険性を確認したのか。

答、目視をした限りでは、少し腐食をしており、穴があいている状況。

問、危険回避のためには、目視だけでなく、超音波等でも調べなければならないのではないのか。

答、まずは目視で確認し、その後、超音波でも調査する。

問、金属の腐食に対しては、PTAの奉仕作業にペンキ等を支給して、延命措置をしては。

答、その通りだと思うので、お願いをしていく。

次に、上中病院の放射線防護対策施設関連では、

問、入院患者の一時集合施設のようだが、他の地域からの避難患者対応はどう考えるのか。

答、この位置づけについては、担当課を通じて、危機対策防災課に聞いて後で答弁する。

問、3月の当初予算時、将来を考えて、次の補正で予算をつくり直すとなっていたが。

答、専門の検討部署を設置している。7月の全協で中間報告をさせていただく。

以上、議案第45号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」及び議案第46号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」の2件につきまして、委員の活発な意見のもと、審査した結果、それぞれ委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第45号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第45号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第46号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第1号)」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」提出に関する請願」に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番(小林和弘君)

本議案は、過日、総務産業建設常任委員会では採択となりましたが、それに賛同した皆様ももう一度よく検討していただきたい。このように要望し、反対討論をいたします。

2010年の核不拡散条約再検討会議、通称・NPTにおきまして、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことが合意されました。そのためには、「全ての国が特別な努力をする必要がある」と協議されたわけであります。

今回の請願の趣旨は、それから4年も経過しましたが、「核兵器のない世界」を達成する道筋が見えていないので、唯一の被爆国である我が国が、核兵器全面禁止条約の交渉開始のため、主導権を持って努力するよう要望するというものであります。

しかしながら、現在、我が国こそが、原子力に伴う放射能や、あるいは汚染水を我が国自身の責任で放出し続け、未だ終息に至らない状況で、全世界に迷惑をかけ続けており、そのような状況下で核兵器の廃絶を唱えても全く説得力がありません。言葉と行動が一致しなければ、近くのある国々や、或いは北にある、ある大国と何ら変わりなく、我が国の言動の軽さがさらに国際的な信頼を損ないかねません。

若狭町議会としては、我が国の信用を損ないかねない行動に対し、加担することは厳に慎むべきであります。従いまして、核不拡散を念頭に、核兵器のない世界の平和と安全の達成は既に採決されておりますので、本件は、しばらくその推移を見守ることが妥当だと判断し、今回の請願の不採択に賛同をお願いしたく、お願い申し上げます。

○議長(福谷 洋君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、採決します。

この請願に対する委員長報告は、採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(福谷 洋君)

起立多数です。したがって、請願第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」提出に関する請願は、委員長報告のとおり採決することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○議長(福谷 洋君)

再開します。

お諮りします。

ただいま島津秀樹君ほか2名から、発議第1号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第1号～

○議長(福谷 洋君)

追加日程第1、発議第1号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について」を議題とします。

意見書(案)については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。2番、島津秀樹君。

○2番（島津秀樹君）

それでは、発議第1号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について」、趣旨説明を申し上げます。

2010年5月の核不拡散条約再検討会議は、核兵器のない世界の平和と安全を達成することに合意し、全ての国家は、核兵器のない世界を達成し、維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要があると強調しました。

このような国際情勢の中で、今、世界唯一の被爆国であり、戦争放棄を国の原則とする日本のイニシアチブが強く期待されています。

日本は、核兵器廃絶の促進、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を国会決議としており、当然、非核平和の外交を強力に推進する基礎を持っています。しかし、4年がたった今も、米口間の合意を含め、一定の核兵器が削減されたとはいえ、なお1万7,000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では、朝鮮半島をめぐる緊張に見られますように、新たな核開発の動きが続いており、核兵器のない世界を達成する具体的な道筋は見えていないのが現状であります。

こうした状況を打開するために、日本政府は、核兵器の全面禁止のための決断と行動を求める意見書を政府に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（福谷 洋君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論、採決を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認め、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（福谷 洋君）

起立多数です。したがって、発議第1号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号「「農政改革」を見直すとともに「食料自給率の向上を最優先した農政」を求める請願」に対する討論を行います。

委員長報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

請願第3号「「農政改革」を見直すとともに「食料自給率の向上を最優先した農政」を求める請願」についての委員長報告は、不採択であります。私は、この請願に賛成でありますので、討論をいたします。

安倍政権の農政改革、いわゆる攻めの農政・農業は、TPP参加を前提に、農業を企業のビジネスチャンスにするというものです。私は、安倍政権の農政改革によって、地域農業が根底から破壊されようとしていると思います。我が町の過疎化、空洞化がさらに加速することを危惧しております。

本請願は、安倍政権の農政改革の方向転換を求めています。

第1項は、総論です。食料自給率向上を最優先に、農業の多様な担い手を支援・育成すること、米など主要作物について、需給と価格を安定させることを求めています。

第2項から第4項までは具体論で、第2項、第4項は、減反・転作に関する、そして、第3項は、耕作放棄地に関する要望となっております。

本議会が政府に農政改革の方向転換を求める、このような意見書を提出することは、意義のあることだと考えます。本請願は、採択すべきであると思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、採決します。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第3号「「農政改革」を見直すとともに「食料自給率の向上を最優先した農政」を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第3号「「農政改革」を見直すとともに食料自給率の向上を最優先した農政」を求める請願」は、不採決とすることに決定しました。

次に、請願第4号「「大飯原発3、4号機運転差し止め判決（福井地裁）を受け、人格権を優位に置いた原子力行政を行うことを求める意見書」の提出を求める請願」に対する討論を行います。

委員長報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

請願第4号「「大飯原発3、4号機運転差し止め判決（福井地裁）を受け、人格権を優位に置いた原子力行政を行うことを求める意見書」の提出を求める請願」についてであります。私は、本請願、採択すべきと思いますので、討論をいたします。

「規制基準に適合すると認められた原発は、再稼働を進める」というのが安倍内閣の方針です。ところが、5月21日、福井地方裁判所は、「大飯原発3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」という判決を下しました。

判決理由の最大のポイントは、「原発の運転によって、地域住民の人格権、とりわけ生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹部分が侵害されるおそれがある」というものです。この判決理由は、単に大飯原発だけでなく、全国全ての原発に当てはまります。

本請願は、1、司法により運転停止が命じられた状況下では、大飯原発の再稼働を許可しないこと。2、他の原発についても、人格権を優位に置いて再稼働の判断をすることを求めています。当然の論理です。

しかしながら、何が何でも再稼働という動きが政府内に出てきかねません。本意見書をあえて提出することは、そういう暴走にストップをかける意義があります。本請願は、採択すべきものと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、採決します。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第4号「「大飯原発3、4号機運転差し止め判決(福井地裁)を受け、人格権を優位に置いた原子力行政を行うことを求める意見書」の提出を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長(福谷 洋君)

起立少数です。したがって、請願第4号「「大飯原発3、4号機運転差し止め判決(福井地裁)を受け、人格権を優位に置いた原子力行政を行うことを求める意見書」の提出を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第5号「「希望する全ての人への放射能健康診断の実施を求める意見書」の提出を求める請願」に対する討論を行います。

委員長報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番(北原武道君)

請願第5号「「希望する全ての人への放射能健康診断の実施を求める意見書」の提出を求める請願」についての委員長報告は、不採択であります。私は、原案賛成の討論を行います。

本請願は、原発事故子ども・被災者支援法を、その法の定めどおり実施すること。そして、国連のグローバー勧告を真摯に受け止め、実施することを求めています。

具体的には、1、原発事故の放射能汚染によって、健康上の不安を抱き、健康診断を希望している人全員に、国と東京電力の責任で放射能健康診断を行うこと。2、放射能汚染された被災地の住民と被災地からの避難移住者に対して、その医療を国と東京電力の責任で無償で行うこと。以上、2点について、政府に意見を提出してほしいというものです。

人格権の根幹部分が侵害されるおそれがあるという福井地裁判決に照らせば、今、対象にしている人々は、まさに人格権の根幹部分が侵害されてしまった人々です。原発事故子ども・被災者支援法及びグローバー勧告を全面的に実施することは、日本社会の責

任であると私は考えます。したがって、本請願は、採択すべきものと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、採決します。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第5号「希望する全ての人への放射能健康診断の実施を求める意見書」の提出を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第5号「希望する全ての人への放射能健康診断の実施を求める意見書」の提出を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第8 議案第47号から日程第12 諮問第2号～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第8、議案第47号「工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備事業（縄文プラザ）総合観光案内所新築工事）」から日程第12、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて」の5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました、議案第47号、同意第2号、同意第3号、同意第4号、諮問第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号は、若狭町鳥浜地係に、花回廊ゲートウェイ整備事業として総合観光案内所を整備させていただくもので、去る6月23日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、同意第2号から同意第4号までの「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上

げます。

若狭町固定資産評価審査委員会委員として、福田寛城氏、山田邦明氏、橋本智子氏の3名を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在御就任いただいております人権擁護委員の吉田 正氏の任期が平成26年9月30日をもって満了となります。

つきましては、引き続き吉田 正氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお願いするものであります。

以上、一括上程されました議案につきまして説明を申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福谷 洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、別室において、ただいま上程された議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午前11時52分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（福谷 洋君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の5件を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第47号「工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備事業（縄文プラザ）総合観光案内所新築工事）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、採決します。

日程第8、議案第47号「工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備事業（縄文プラザ）総合観光案内所新築工事）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第47号「工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備事業（縄文プラザ）総合観光案内所新築工事）」は、原案のとおり可決されました。

次に、同意第2号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、採決します。

日程第9、同意第2号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、本件は、これに同意することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、同意第2号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、採決します。

日程第10、同意第3号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、本件は、これに同意することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、同意第3号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任

につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第4号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、採決します。

日程第11、同意第4号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、本件は、これに同意することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、同意第4号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、日程第12、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件は、先ほど説明を受けました。

お諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり、適任である旨、答申することに決定しました。

～日程第13 推薦第1号～

○議長(福谷 洋君)

日程第13、推薦第1号「若狭町農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

若狭町長から、農業委員の任期満了に伴い、農業委員の推薦依頼を受けております。

お諮りします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会推薦の農業委員は3名とし、推薦方法については、議長において3名を推薦することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

異議なしと認めます。よって、議長において3名を推薦することに決定しました。

議会推薦の農業委員は、若狭町南前川第41号30番地、藤本 勲君、若狭町藤井第53号5番地、熊谷和子君、若狭町海土坂第12号12番地、竹内成子君、以上の方を推薦したいと思います。

地方自治法第117条の除斥規定が適用されます。採決に当たっては、対象者退席の上で行います。

地方自治法第117条の規定により、藤本 勲君の退席を求めます。

(藤本 勲議員 退席)

○議長(福谷 洋君)

お諮りします。

ただいま指名しました3名の方を議会推薦の農業委員とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は、藤本 勲君、熊谷和子君、竹内成子君を推薦することに決定しました。

藤本 勲君の入場を許可します。

(藤本 勲議員 入場)

○議長(福谷 洋君)

藤本 勲君には、推薦されましたので、お伝えします。

～日程第14 議員の派遣について～

○議長(福谷 洋君)

次に、日程第14、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものいたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成26年第4回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、6月6日開会以来、本日まで19日間にわたり、平成26年度一般会計補正予算をはじめ企業会計補正予算など重要議案について、終始熱心に審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、今定例会において成立しました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉の向上のため、適時・適切な執行に努力されることを希望するものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。閉会の言葉とします。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月6日の開会以来、本日まで19日間にわたり、平成25年度若狭町一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算の繰越計算書の報告、「エコファームみかた」の平成25年度決算に伴う経営状況の報告、専決処分の承認、平成26年度一般会計補正予算、上中病院事業会計補正予算、工事請負契約の締結、人事案件など、数多くの案件につきまして御審議を賜りました。

この間、議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議をいただき、それぞれに適切な御決議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

今年は、例年より少し早目に梅雨入りをいたしました。梅雨は、字のごとく、梅だけでなく、あらゆる植物の恵みをいただくものでございます。しかしながら、豪雨等に悩まされることが多く、気象状況が気になる時期とも言えます。

御存知のように、今月12日でありましたけれども、町内の箇所では39ミリという雨量を記録いたしまして、肝を冷やしたところでもありました。

また、先月、ニホンウナギが国際自然保護連盟の絶滅危惧種（レッドデータ）に分類されたということをお聞きし、報道がございました。御存知のように、三方湖のクチボソウナギがインターネット上で紹介されまして、注目を浴びたところでもございます。

また、当町は、コウノトリ或いはニホンウナギなどの貴重な生き物に御縁が深くあると同時に、ラムサール条約湿地や年縞など、国際的にも認知された資源があり、国内に留まらず、世界に向けて誇れるものが多くございます。

年縞につきましては、7月から8月の中旬にかけて、福井県が第4次に当たりますボーリングの掘削調査を始めていただきます。年縞につきましては、さらなる研究が進むものと期待をいたしておるところでございます。これらに限らず、我が町の魅力ある資源などをさらにPRしていきたいと考えております。

そんな中、来月には若狭が注目される絶好の機会があります。

まず、7月6日でございますけれども、神子と小川間を結ぶ神子トンネルが開通を迎えます。福井県が平成21年度から工事に着手し、トンネル延長889メートルを含む延長1,200メートルが整備され、完成することになります。

同時に、今年の台風18号の土砂崩れにより架けられた仮設橋の規制も解除され、防災的なことはもとより、常神半島がより身近に感じられる期待をもっております。

また、7月13日には、舞鶴若狭自動車道全線開通記念イベントが行われます。（若狭さとうみハイウェイを走ろう！）をスローガンに、三方五湖パーキングエリアと若狭上中インターチェンジの間を自転車で走って体験をしていただきます。自動車専用道路ですので、またとない機会となると思います。ぜひとも多くの皆さんに御参加いただきたいと思っております。

そして、待望でございました舞鶴若狭自動車道が7月20日に全線開通をいたします。若狭地域、また福井県にとって記念すべき日となります。

福井県では、これに併せまして、7月20日、21日両日にわたりまして、縄文ロマンパークで「若狭路さとうみフェスティバル」が開催をされます。ふるさとの交流ステージや若狭路グルメパークなど、若狭路の魅力発信が満載のイベントとなっております。開通しました、さとうみハイウェイでお越しいただく方だけでなく、町民の皆さんもぜひ御参加いただきたいと思っております。

今後、舞鶴若狭自動車道の開通を大きな起爆剤としながら、町外・県外から多くの誘客を図るべく、努力したいと考えております。今後とも議員各位には、御指導、御鞭撻を賜りますよう、併せましてお願い申し上げます。

結びになりますけれども、この梅雨が明けますと、本格的な夏を迎えることになりま

す。議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、町政発展のため、ますます御活躍賜りますように祈念申し上げまして、閉会の御挨拶にいたします。本当にありがとうございました。

(午後 1時16分 閉会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員